

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日がとなる)
(翌日)

二 平成3年2月十八日

二 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

運輸省第三港湾建設局

局長 堀井修身

神戸市中央区海岸通

三 埋立区域

(一) 位置

境港市佐斐神町字御禾待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一—二、三三六一—四及び三三六一—五、字濱田灘三三九一一、字御禾待灘三三九二—一、三三九六一—二及び三三九六一—三並びに字當成灘三四四六一—及び三四五八一—三に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の(1)の地点から(2)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(2)の地点から(1)の地点に至る一級河川斐伊川(中海)の計画高水位(T・Pプラス一・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 飛行場標点(北緯三五度二九分二十五秒、東経一三三度一分三〇秒。以下「基点」という。)から二三三度〇四分二六秒、七八六・三九メートルの地点

平成3年2月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認の日

③の地点 ②の地点から三三四度五三分〇一秒、三・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一四四度五三分〇一秒、四二〇・二六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四七度二三分三三秒、〇・二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五四分〇三秒、一六三・五六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三四度五三分〇一秒、一七七・五八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一〇度三三分三七秒、一〇七・七七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一二度四三分一五秒、〇・二六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から六四度五三分〇一秒、二九九・二一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三四度五三分〇二秒、三・〇〇メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から六四度五三分〇一秒、三一六・二四メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二三一度〇九分〇一秒、七八三・五五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一三五度五七分五八秒、一三二・〇六メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一四四度五三分〇一秒、三一七・一三メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一三五度五七分五八秒、九五八・五六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一四四度五三分〇一秒、八五六・二三メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三一度五五分五六秒、七八五・五一メートルの地点

(一) 位置

境港市佐斐神町字御禾待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ四 三三六一一、三三六一一、三三六一一四及び三三六一十五、

字濱田灘三三九一一、字御禾待灘三三九二一一、三三九六一一及び三三九六一三並びに字當成灘三四六一一及び三四五八一三に接する国有地の陸域並びに字濱田ノ二 二七八二及び二七八三、字濱田ノ五二八六五及び二八六六、字御禾待灘二九九五、字當成灘二九九七、字濱田ノ三 三二八一一、字濱田ノ四 三三五二一一、三三五三一、三三六一一、三三六一一、三三六一一四及び三三六一一五、字濱田灘三三九一一、字御禾待灘三三九二一一、三三九六一一及び三三九六一三、字當成灘三四四六一一及び三四五八一三から三四五八一五まで並びに小篠津町字本門脇三八四〇一一に接する国有地の地先公有水面

トルの地点

⑯の地点 ⑯の地点から三三十六度五八分四三秒、一〇六三・五一メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三九度一〇分一一秒、二四四・二一メートルの地点

トルの地点

⑲の地点 ⑲の地点から一二〇度一三分〇一秒、一四一・五一メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一五八度五四分五五秒、三一五・〇三メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から一〇七・二六メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から一〇七・二六メートルの地点

㉓の地点 ㉓の地点から一二〇度三三分三六秒、一二〇七・二六メートルの地点

㉔の地点 ㉔の地点から六四度五三分〇一秒、七二六・八六メートルの地点

㉕の地点 ㉕の地点から一七三度〇〇分二四秒、一三七・八三メートルの地点

㉖の地点 ㉖の地点から六四度五三分〇一秒、一二三・七七メートルの地点

㉗の地点 ㉗の地点から一五四度五三分〇一秒、四四一・四八メートルの地点

㉘の地点 ㉘の地点から一五四度五三分〇一秒、四四一・四八メートルの地点

〔一〕面積

一、七〇八、〇一一・一〇平方メートル

五 埋立地の用途

飛行場用地